

相模川須賀・馬入地区高水敷利用の基本方針

1 基本方針策定の背景と目的

相模川は山梨県の山中湖を水源とし、神奈川県中央部を南下して相模湾に注ぐ一級河川です。相模川の広大な高水敷は、水辺の楽校等自然環境教育、スポーツやレクリエーションなど地域住民の憩いの場として広く一般に利用されています。

相模川下流部では、プレジャーボートや水上バイク、ウィンドサーフィン等の利用空間となっており、高水敷には昭和60年頃から民間のボートパークが設置されており、特に平塚市行政区域の須賀・馬入地区の高水敷では河川法の許可等を得ずに設置されている状況です。この須賀・馬入地区においては、住宅地を洪水による浸水被害から守るため平成23年度より築堤事業を実施中であり、民間ボートパーク等の一部が築堤事業に関係することから、築堤事業に併せて、適正な高水敷利用を図る必要があります。

本基本方針は、相模川須賀・馬入地区の高水敷の適正な利用についての基本的な方針を定め、相模川須賀・馬入地区の高水敷の無秩序な利用を解消し、マリレジャー愛好家や地域住民が安心して自然環境に親しむ場として高水敷の利用促進を図ることを目的とします。

2 相模川須賀・馬入地区における現状と課題

相模川須賀・馬入地区は、高水敷の大半が民有地であることから都市計画法や建築基準法、河川法等の許可を得ずに民間ボートパーク等の施設が設置され、河川水面には不法係留船が存在する現状であり、無許可施設を適正化し、不法係留船の解消をしていく事が課題となっています。

3 相模川須賀・馬入地区の適正な高水敷利用の必要性

相模川須賀・馬入地区は、マリンスポーツが盛んな地域特性に鑑み、「相模川河川敷活用方針（平成15年10月平塚市）」において、平塚市のマリレジャー拠点に位置づけられているところです。

しかしながら現状として第2項で述べたとおり無秩序な利用がなされている実態があります。この状況を踏まえ無許可のボートパークを閉め出す方向で適正化を行えば、今まで民間ボートパーク内に置かれていた船が、水面に不法係留されることになり、かえって不適切な河川利用をされる可能性があります。このことから、当該地域ではボートパークを適正な施設にし、不法係留船の受入施設に位置づけ適正な河川管理に資するものとします。また当該地域はマリレジャー愛好家に加え、地域住民が貴重な自然環境に親しむ場として有効に活用すべき場所でもあり、地域住民のために活用するための空間でもあります。

現状の無秩序な利用を解消し、マリレジャー愛好家や地域住民が安心して自然環境に親しむ場として活用するためにも、当該地域において適正な高水敷利用の促進を図る必要性があります。

平成28年9月23日

国土交通省 関東地方整備局 京浜河川事務所
平塚市